

火災予防上安全と認める距離、火災予防条例の規定による必要な知識及び技能を有する者、火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等、避雷設備、喫煙等の禁止場所、火災予防上必要と認める措置及び<sup>とう</sup>洞道等の指定について

平成29年 2月14日  
八幡浜地区施設事務組合告示第1号  
改正 令和 元年 6月26日  
八幡浜地区施設事務組合告示第5号

八幡浜地区施設事務組合火災予防条例（昭和59年条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号及び第18条第1項第1号の規定による火災予防上安全と認める距離、第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定による必要な知識及び技能を有する者、条例第11条第1項第3号及び第2項の規定による火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等、条例第16条第1項の規定による避雷設備、条例第23条第1項の規定による喫煙等の禁止場所、条例第23条第4項第1号及び第5項の規定による火災予防上必要と認める措置及び条例第45条の2第1項の規定による洞道等を下記のとおり指定する。

## 記

### 第1 火災予防上安全と認める距離

条例第3条第1項第1号（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第1項第1号（第19条第2項、第20条第2項、第21条第2項及び第22条において準用する場合を含む。）の規定による火災予防上安全な距離は、次に掲げる距離のうち、いずれか短い距離とする。

- 1 条例別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

- 2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離

## 第2 必要な知識及び技能を有する者

- 1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
  - (1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者
    - ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者（以下「石油機器技術管理士」という。）
    - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定による特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）
  - (2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者
    - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定による電気主任技術者の資格を有する者
    - イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士の資格を有する者
- 2 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。
  - (1) 電気事業法の規定による電気主任技術者の資格を有する者
  - (2) 電気工事士法の規定による電気工事士の資格を有する者
  - (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者

試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

- (4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (5) 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

3 条例第18条第1項第13号の規定による必要な知識及び技能を有する者は、石油機器技術管理士又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

### 第3 火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等

条例第11条第1項第3号及び第2項（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項で準用する場合を含む。）の規定による火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備、キュービクル式燃料電池発電設備、キュービクル式発電設備及びキュービクル式蓄電池設備を次のとおり指定する。

#### 1 キュービクル式変電設備

(1) キュービクル式変電設備の種類は、次のとおりとする。

ア 電力需給用計器用変成器及び主遮断装置並びにこれらの附属装置を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したもの

イ 変圧器、遮断器、開閉器及びこれらの附属装置を外箱に収納したもの

ウ ア及びイに掲げる装置を外箱に収納したもの

(2) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

(3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

- (4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) キュービクル式変電設備の内部の機器及び配線は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納され、かつ、充電部は底面から15センチメートル以上の位置に取り付けられていること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
- ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
- イ 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
- ウ ヒューズ等に保護された電圧計
- エ 計器用変成器を介した電流計、周波数計その他操作に必要な計器類
- オ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
- カ 電線の引込み口及び引出し口
- キ (9)に規定する換気口及び換気装置
- (7) キュービクル式変電設備の内部の機器及び配線等は、外箱又はフレーム等に堅固に固定されていること。
- (8) 外箱からの電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
- (9) キュービクル式変電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
- ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
- イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
- ウ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。
- エ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

(10) 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、電線の引込み口及び引出し口並びに換気口等も同様とする。

## 2 キュービクル式燃料電池発電設備

(1) キュービクル式燃料電池発電設備の種類は、次のとおりとする。

ア 燃料電池及び改質器並びにこれらの附属装置を外箱に収納したもの

イ 逆変換装置、制御装置及び保安装置並びにこれらの附属装置を外箱に収納したもの

ウ ア及びイに掲げる装置を外箱に収納したもの

(2) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

(3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

(4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。

(5) 機器及び配線は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納されていること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

(6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式燃料電池発電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

イ ヒューズ等に保護された電圧計

ウ 計器用変成器を介した電流計、周波数計その他操作に必要な計器類

エ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）

オ 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管（凝縮水配管を含む。）

カ 燃料の出し入れ口

キ 電線の引込み口及び引出し口

ク (14)に規定する換気口及び換気装置

ケ 排気筒

コ 窒素ガス配管（ガス抜き管を含む。）

(7) キュービクル式燃料電池発電設備の内部の機器及び配線等は、外箱又はフレーム等に堅固に固定されていること。

(8) 屋外に通じる有効な排気筒を容易に取り付けられるものであること。

(9) キュービクル式燃料電池発電設備の内部において、逆変換装置を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。

(10) 可燃性ガスが漏れた場合に自動的に発電を停止する装置及び燃料の供給を遮断する装置が設けられていること。

(11) 未燃ガスが滞留するおそれのあるものには、運転開始前及び運転停止後に当該滞留未燃ガスを有効に排出できる装置が設けられていること。

(12) キュービクル式燃料電池発電設備の内部の配線等は、燃料電池等から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。

(13) 外箱からの電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

(14) キュービクル式燃料電池発電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

ウ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

エ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

(15) 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、電線の引込み口及び引出し口並びに換気口等も同様とする。

### 3 キュービクル式発電設備

(1) キュービクル式発電設備の種類は、次のとおりとする。

ア 内燃機関、発電機及び燃料タンク並びにこれらの附属装置を外箱に収

納したもの

イ 制御装置及び保安装置並びにこれらの附属装置を外箱に収納したもの  
ウ ア及びイに掲げる装置を外箱に収納したもの

- (2) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- (3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- (4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) キュービクル式発電設備の内部の機器及び配線は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納されていること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）

イ ヒューズ等に保護された電圧計

ウ 計器用変成器を介した電流計、周波数計その他操作に必要な計器類

エ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）

オ 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管

カ 燃料の出し入れ口

キ 電線の引込み口及び引出し口

ク (13)に規定する換気口及び換気装置

ケ 内燃機関の排気筒及び排気消音器

コ 内燃機関の息抜き管

サ 始動用空気管の出し入れ口

- (7) キュービクル式発電設備の内部の機器及び配線等は、外箱又はフレーム

等に堅固に固定されていること。

- (8) 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。
- (9) 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであること。
- (10) 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。
- (11) キュービクル式発電設備の内部の配線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。
- (12) 外箱からの電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
- (13) キュービクル式発電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
  - ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
  - イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
  - ウ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。
  - エ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (14) 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、電線の引込み口及び引出し口並びに換気口等も同様とする。

#### 4 キュービクル式蓄電池設備

- (1) キュービクル式蓄電池設備の種類は、次のとおりとする。
  - ア 蓄電池を外箱に収納したもの
  - イ 充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及びこれらの附属装置を外箱に収納したもの
  - ウ ア及びイに掲げる装置を外箱に収納したもの
- (2) 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上



とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

- (3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- (4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) キュービクル式蓄電池設備の内部の機器及び配線は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納されていること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
  - ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
  - イ 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
  - ウ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
  - エ 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計
  - オ (12)に規定する換気口及び換気装置
  - カ 電線の引込み口及び引出し口
- (7) キュービクル式蓄電池設備の内部の機器及び配線等は、外箱又はフレーム等に堅固に固定されていること。
- (8) 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル式蓄電池設備内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。
- (9) キュービクル式蓄電池設備の内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。
- (10) 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。
- (11) 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。
- (12) キュービクル式蓄電池設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を

設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。

ア 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の2以下であること。

イ 自然換気口によつては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

ウ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

(13) 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、電線の引込み口及び引出し口並びに換気口等も同様とする。

#### 第4 避雷設備

条例第16条第1項の規定による、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の規定による日本産業規格をいう。以下「JIS」という。）に適合するものを、JIS A4201 - 2003（建築物等の雷保護）と指定する。

#### 第5 喫煙等の禁止場所

条例第23条第1項の規定による、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）を持ち込んで서는ならない場所を次のとおり指定する。

1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

(1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

(2) 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の規定による不燃材料をいう。）で造られた客席を除く。）

(3) 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

(4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

- (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）の売場及び通常顧客の出入りする部分（喫煙にあっては、喫煙設備のある場所を除く。）
- (6) 屋内展示場で公衆の出入りする部分
- (7) 旅館、ホテル又は宿泊所で催物の行われる部分
- (8) 自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの（危険物品の持ち込みについては除く。）
  - ア 駐車のに供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200平方メートル以上、1階にあっては、500平方メートル以上、屋上部分にあっては、300平方メートル以上のもの
  - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（裸火にあっては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。）

## 2 危険物品を持ち込んでではない場所

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）（前項第1号から第3号に掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
- (2) キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの
- (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いのに供する建築物に限る。）

3 前2項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に前2項（第1項8号、第9号及び第2項第3号を除く。）に掲げる場所の用途に供する場合について準用する。

## 第6 火災予防上必要と認める措置

- 1 条例第23条第4項第1号の規定による火災予防上必要と認める措置は、次に定めるすべての措置とする。ただし、防火対象物個々の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、この限りでない。
  - (1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に当該防火対象物内が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
  - (2) 定期的な館内巡視
  - (3) 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送
  - (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置
- 2 条例第23条第5項の規定による火災予防上必要と認める措置は、次に定めるすべての措置とする。ただし、防火対象物個々の状況から判断して、当該階が全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、この限りでない。
  - (1) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
  - (2) 定期的な館内巡視
  - (3) 当該階の全面的喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送
  - (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

## 第7 洞道等

条例第45条の2第1項の規定による、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものを次のとおり指定する。

- 1 洞道、地下の工作物又は洞道と地下の工作物が接続するもので、洞長等が50メートル以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項の規定による共同溝をいう。）又は共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- 3 その他消防長が特に必要と認めるもの

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成5年11月1日付け八幡浜地区施設事務組合火災予防施行規程は廃止する。

附 則

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。